

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年 7月20日(水) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 17名(委員総数19名)

会 長	1 番	中浦 優						
副会長	2 番	岩倉 節夫						
委 員	3 番	栗田 美博	4 番	松浦 功	5 番	近藤 茂義		
			7 番	雨霧 弘	8 番	山口 靖永		
	9 番	西岡 登士男	10 番	林 一典	11 番	鈴木 勉		
	12 番	臼杵 慶幸	13 番	白川 清茂	14 番	三原 俊雄		
	15 番	西村 登志子	16 番	黒木 輝美	17 番	鈴木 多計士		
			19 番	高橋 豊文				

欠席委員 2名

欠席者 6 番 赤股 誠司 18 番 藤井 清

農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 道広
職 員 佐野 崇 岡本 尚士

議案等

議案第1号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第3号	非農地証明願承認の件
議案第4号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第5号	その他

議事は次のとおり

会 長 それではただ今より、7月の定例会を開会します。
本日、 6番 赤股委員さん
18番 藤井委員さん
より欠席の届出がありますので御報告します。
出席委員は19名中 17名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。
本日の議事録署名人につきましては、8番 山口委員さん、9番 西岡委員さん
よろしくお願いします。
本日の議案につきましては、議案第1号から議案第5号までを御審議いただき、
その他として報告を含む案件が1件あります。御審議よろしくお願いします。

会 長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (3条 説明)
(3条申請)

【番号1】 所有権移転(贈与) 1筆
■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 農地付き空き家の取得
■申請地 炭所西字[REDACTED] 田 851㎡1筆 地籍合計 851㎡
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 851㎡
■自宅から申請地までの通作距離 1km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和4年5月31日
■現地調査実施日
令和4年7月6日
■営農計画書(様式第3号)
栗を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明になります。番号1の担当委員 黒木委員さん、よろしくお願いします。

黒木委員 (補足説明3条-1)
先日、[REDACTED]と電話でお話いたしました。現地の方を確認しましたら、草刈りができていない状態でした。今回の件に関しては、全部司法書士の方にお任せしているということで、所有権移転後は、耕作の意思があるように聞いております。詳細については事務局の説明通りでございます。

会 長 ありがとうございました。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第1号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (5条 説明)

(5条申請)

番号1(分家住宅)／【使用貸借権設定】

*申請地：長尾字■■■■田 71 m² ほか1筆
併せ地 253.48 m²

*農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日(令和4年5月27日)

*農地区分：第2種農地～■■■■より南西側約240mに位置しており、■■■■
■■■■号線沿いにある農地。

*申請目的：分家住宅

～借人は現在町外の実家で両親と同居しているが、結婚の予定があり、
新たな住宅を計画していたところ、父親名義の申請地を宅地として利用
することに同意が得られたことから、この度の申請に至った。

*登記簿添付：申請地～2筆

(申請地)～令和4年6月3日法務局発行(3箇月以内)

■■■■～令和4年3月15日■■■■、■■■■に分筆

ほか1筆～平成3年12月24日 売買による所有権移転

(併せ地)～令和4年6月3日法務局発行(3箇月以内)

■■■■～令和4年3月15日■■■■、■■■■、■■■■に分筆

～平成3年12月24日 売買による所有権移転

*被害防除計画書添付済(調整を了している)

*申請地：盛土～花崗土盛土 t=0.40m～0.60m

擁壁～コンクリート擁壁 H=0.30m～0.65m

*排水計画：雨水：敷地内溜枡から西側水路へ放流

汚水：合併浄化槽から西側水路へ放流

*資金調達計画：造成費■■■■円、建築費■■■■円で合計■■■■円となり、金融機
関の残高証明書及び資金提供承諾書添付

*確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

*土地利用計画図添付

*併用地利用承諾書添付

*土地改良区意見書：満濃町土地改良区、香川用水土地改良区添付

*排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号2(非農家の自己住宅)／【所有権移転(売買)】

*申請地：七箇字■■■■田 381 m² ほか1筆

*農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日(令和4年5月27日)

*農地区分：第1種農地～■■■■館より北側約90mに位置しており、主要地方道

線沿いにある農地で県営ほ場整備事業で換地処分されている。

＊申請目的：非農家の自己住宅

～借人は現在町外にある父親が経営する会社の２階に間借りして居住しているが、会社業務兼用であるため、日常生活に支障があり、新たな住宅を計画していたところ、町外在住で農地の管理に苦慮していた譲渡人との売買による所有権移転に同意が得られたことから、この度の転用申請に至った。また、譲受人の父親が申請地区域の出身であり、以前から友人や知人、親類が多い区域であることから申請地を選定している。

＊登記簿添付：申請地～２筆

（申請地）～令和４年６月３日法務局発行（３箇月以内）

～令和４年３月１５日、に分筆

ほか１筆～平成３年１２月２４日 売買による所有権移転

（併せ地）～令和４年６月３日法務局発行（３箇月以内）

～令和４年３月１５日、
、に分筆

～平成３年１２月２４日 売買による所有権移転

＊被害防除計画書添付済（調整を了している）

＊申請地：盛土～花崗土盛土 $t=0.40\text{m}\sim0.60\text{m}$

擁壁～コンクリート擁壁 $H=0.30\text{m}\sim0.65\text{m}$

＊排水計画：雨水：敷地内溜枘から西側水路へ放流

汚水：合併浄化槽から西側水路へ放流

＊資金調達計画：造成費 円、建築費 円で合計 円となり、金融機関の残高証明書及び資金提供承諾書添付

＊確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

＊土地利用計画図添付

＊併用地利用承諾書添付

＊土地改良区意見書：満濃町土地改良区、香川用水土地改良区添付

＊排水承諾書：地元水利組合押印添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号１の担当委員、鈴木多計士 委員さん、よろしくお願いします。

鈴木多計士委員（補足説明 ５条-１）

それでは説明致します。７月１４日に現地を確認致しました。その後すぐに琴平町の に行きまして、申請人の とお会いしまして、申請内容を確認致しました。長尾にある土地については、今住んでいる琴平町苗田、 沿いにある自宅が３０年前に立ち退きの話が出たために、長尾の土地を買ったという経緯があるそうです。今は立ち退きの話はないということです。詳細については、事務局の説明通りでございます。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号２の担当委員、鈴木 勉 委員さん、よろしくお願いします。

鈴木勉委員（補足説明 ５条-２）

この件につきまして説明致します。 さん、 さんにつきましては１７日に現場で確認を致しました。元々、 さんにつきましては、実家がこの近くにありまして、家を離れて３０年、４０年経っていて土地や家屋、田んぼを

前々から誰かに転売したいという要望があった中、1 番の[]さんとは親子なのですが、以前から土地を貸していたようでございます。不動産屋さんを通じまして購入するといったようでございます。詳細につきましては、事務局の説明通りでございますので、ご審議よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 2 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 2 号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 3 号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (非農地証明 説明)

(非農地証明願)

番号 1 (山林) / 第 2 種農地 (自然潰廃、再生利用困難な農地)

* 申請地: 造田字 [] 畑 4674 m²

* 農地区分: 第 2 種農地: [] より西側約 1.4 km にあり、水道施設である [] 配水池の北側に隣接し、周囲が山林に囲まれた農地。

* 申請目的: 山林

～申請地では昭和 56 年頃までは、梨などの果樹を収穫していたが、傾斜地で通作も不便であったことから、約 38 年の間未耕作となり、現況は、荒廃し山林化している。このたび、地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

* 登記簿添付済～令和 4 年 6 月 16 日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2) 非農地の認定基準 3)

耕作不適當等のやむを得ない事情により、20 年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

6) 「農地法の運用について」の制定について(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)の第 3 の 1 の(3)のウに規定する「再生利用が困難な農地」と判定された土地

* 証明書: 近隣農家の証明 (令和 4 年 6 月 22 日)

番号 2 (山林) / 第 2 種農地 (自然潰廃、再生利用困難な農地)

* 申請地: 炭所西字 [] 畑 1533 m²

炭所西字 [] 畑 738 m²

* 農地区分: 第 2 種農地: [] 会場より南東側約 830m にあり、周囲が山林に囲

まれた農地。

＊申請目的：山林

～申請地では平成5年頃までは、茶畑として利用していたが、通作路が狭小で傾斜地であり、通作も不便であったことから、約29年の間管理できておらず、現況は、荒廃し山林化している。このたび、地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付済～令和4年7月1日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

6) 「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)の第3の1の(3)のウに規定する「再生利用が困難な農地」と判定された土地

＊証明書：近隣農家の証明（令和4年7月4日）

番号3～4（山林）／第2種農地（自然潰廃、再生利用困難な農地）

＊申請地：長尾字 [黒] 畑 1031 m²

長尾字 [黒] 畑 1206 m²

長尾字 [黒] 畑 2006 m²

＊農地区分：第2種農地：長尾にある [黒] より北西側約100mにあり、周囲が山林に囲まれた農地。

＊申請目的：山林

～申請地では3番4番ともに昭和60年頃までは、桃などの果樹を収穫していたが、傾斜地で進入路も狭く、通作も不便であったことから、約34年の間管理できておらず、現況は、樹木が生い茂る山林となっている。このたび、地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付済～令和4年6月22日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

6) 「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)の第3の1の(3)のウに規定する「再生利用が困難な農地」と判定された土地

＊証明書：近隣農家の証明（令和4年6月24日）

会 長

事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号1の担当委員、雨霧委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員

（補足説明 非-1）

当該農地につきまして、7月18日に現地調査を行いました。現状としては樹木が一面に生い茂っているため、農地への復旧は困難であると思われます。詳

細につきましては、事務局の説明通りです。ご審議よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号２の担当委員、黒木委員さん、よろしくお願いします。

黒木委員 (補足説明 非-２)
先日現地を確認に行ったのですが、とてもでないですが確認ができませんでした。詳細は事務局の説明通りです。

会 長 続きまして、番号３と４の担当委員 鈴木 多計士 委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 非-３、４)
それでは説明致します。番号３の■■■さんにつきましては、荒廃から４８年経っています。その間に植林をしています。手入れをしていないので、荒廃しています。■■■さんに至っては３８年経っています。立ち入りするのも、中に入れないという事務局の話ですが、その通りでございました。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第３号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第３号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第４号、農用地利用集積計画諮問^{しもん}の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (利用権設定 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第４号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第４号について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第５号 その他の件に移りたいと思います。
その他の１番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局(岡本) (合意解約・返還通知について説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質問等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の1番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の1番については、承認されました。ありがとうございました。

会 長 以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局 (来月日時等説明)

8月の予定につきましてお知らせ致します。

農地法申請	8月	5日(金)	締め切り
農用地利用計画変更申請書	8月	10日(水)	締め切り
定例会	8月	22日(月)	午前9時30分から

会 長 (閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。